

都市計画道路の見直し(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきましてありがとうございました。  
お寄せいただきましたご意見につきまして、市の回答を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

・パブリックコメント実施期間 : 平成26年1月9日(木)から平成26年2月7日(金)午後5時15分まで

・ご意見提出者総数 : 1名

・ご提出方法 Eメール : 1件

・市の対応区分

	対応区分	件数
○	ご意見に基づき反映する必要があると判断し、計画案を修正したもの。	0
□	ご意見の趣旨や考え方が既に計画案に入っており、修正を要しないと判断したもの。	0
△	計画案には入っていないが、今後の事業の参考とするもの。	1
■	ご意見を反映することが困難なため、計画案どおりとしたもの。	0
—	その他(感想・質問など)	0

・ご意見の概要とその対応について

番号	意見	対応区分	市の回答
1	<p>8ページに記載されている「未着手の理由」の各々に対する再発防止が本資料に記載されていないため、どのような見直しを行っても、再び現状と何ら変わらない状態のままとなってしまいます。</p> <p>今回の見直しを行うことで、計画を1歩でも進めようとするならば各未着手理由に対する再発防止と全体の工程表を示して下さい。(本資料の30ページ「7. 今後の進め方」に記載して下さい。)</p> <p>その際、必ず責任部署を明示して下さい。</p> <p>計画から20年も経過しているにもかかわらず、「②技術的な理由」を掲げて困難さを示すのは誰をも納得させることはできません。</p> <p>具体的な対策としては、例えば該当路線に面する家屋で解体/改築が発生した場合は部分的でも用地を買収し、将来の道路用地に備えることができると考えます。</p>	△	<p>今回の見直しは、主に未着手の都市計画道路の必要性について検証したもので、検証の結果いずれの路線も必要性が高いと判断したものです。したがって、現段階で工程表をお示しできないことをご理解ください。</p> <p>責任部署については、都市計画道路の決定等に関しては、環境管理課、整備事業に関しては都市整備課が担当します。</p> <p>また、技術的な理由として河川や鉄道との交差など、地形・地物上の制限に対する技術上の課題解決に時間を要することが挙げられますが、未着手の理由につきましては、「地元調整」、「技術的」、「財政的」な理由が複合してのこととご理解ください。</p> <p>なお、用地買収については、具体的な事業計画が出来てからの対応となります。</p>